



使えるものはもう一度 家電4品目はリサイクルへ

家電リサイクル法

平成13年に施行された家電リサイクル法は、家庭や事務所から排出された家電製品から部品や材料をリサイクルし、資源の有効利用を推進する法律です。

●対象の家電製品

▼エアコン ▼テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ▼冷蔵庫・冷凍庫 ▼洗濯機・衣類乾燥機

●役割分担

【排出者(消費者)の役割】
・収集運搬料金と再商品化(リサイクル)料金を支払い、対象機器を小売業者に引き渡します。

【小売業者の役割】

・過去に販売した対象機器や、家電の買い替えの際引き取りを求められた対象機器を引き取り、製造業者の指定する「指定引取場所」へ運搬し、引き渡します。

【製造業者の役割】

・小売業者から引き取った対象機器をリサイクルします。

●排出方法

【買い替える場合】

・買い替えをするお店か、過去にその家電を買ったお店に引き取りを依頼します。

【買い替え以外の場合】

・過去にその家電を買ったお

店が分かる場合は、そのお店に引き取りを依頼します。

・小売店が分からない場合は、役場にお問い合わせください。
・郵便局で家電リサイクル券を購入し、次の指定引取場所自ら持って行く方法もあります。

▼金城産業(株)

松山市北吉田町349-1

☎972-3303

▼四国西濃運輸(株)松山支店

東温市上村甲980

☎990-1313

リサイクルの輪をつなげよう

●家電リサイクル

リサイクルにかかる料金の負担をお願いします。

・リサイクルには「運ぶための料金」と「資源に再生するための料金」が必要です。

・収集運搬料金は、廃家電の大きさや重量、配送の地域事情などによって小売店ごとに異なります。

●家電リサイクル券

・引き渡し時には、家電リサイクル券の控えを必ず受け取りましょう。

・家電リサイクル券で引き渡した廃家電の引取・再資源化状況が確認できます。

◎町民課ごみ対策係

☎985-4117

省エネキャンペーン 2012 冬

●対象 ①節電コース

②ガスの節約コース

12・1・2月分のそれぞれの検針票のうち、前年同月より使用量が節減できたもの

●応募資格 ①町内在住の人

②家庭用の電気・ガスを使用している人
*転入などで前年の実績がない場合は対象外

*ガスの検針票で前年同月使用量の記載がない場合は、前年同月の検針票を添付

●応募方法

検針票の裏(コピー可)に、郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いて、直接持参するか郵送してください。

*省エネにどのように取り組んだか、差し支えなければ事例も書いてください。

*検針票は返却しません。

*取得した個人情報、抽選、当選発表だけに使用します。

●締め切り 3月15日(金)当日消印有効

●抽選 3月下旬

*応募は各コース3口まで、当選は1人1回

●賞品

1等 5,000円の商品券1本

2等 3,000円の商品券5本

3等 1,000円の商品券90本

●結果発表

当選者には、検針票の名義人宛に郵送でお知らせします。

●応募先

〒791-3192 松前町大字筒井631

松前町役場町民課生活環境係

☎985-4117

不法投棄や野外焼却を 発見したら通報を

県は、不法投棄などの早期発見・被害拡大防止を図るため、通話料無料の専用電話を設置しています。産業廃棄物の不法投棄(不審車両の発見を含む)や野外焼却などを発見した場合は、情報をお寄せください。

県循環型社会推進課

☎0120-149-530

開設時間

平日8時30分～17時

◎県民環境部環境局循環型社会推進課 ☎912-2355